

ご支援、
本当にありがとうございました！

ご支援、
本当にありがとうございました！

ご支援いただいたことで
自身のキャリアの中でも
実験的な作品、展示ができ、
新たな表現をするための
ステップアップになるような
期間を過ごせました。

この制度により、幾人もの方々の
協力を得ながら、幸いにも半年
後に願いが叶って実現することが
できました。
夢のようです。

大学を卒業してから
初めて企画したトークイベント
でしたが、ご支援していただいた
からこそ、このような時間や空間を
作ることができました。
本当にありがとうございました。

Arts Aid KYOTOの
支援がなければ
作品を上演することは
できませんでした。

※採択者からのメッセージ概要

京都の文化芸術・文化財保護をご支援ください

Arts Aid
KYOTO

京都市 連携・協働型文化芸術支援制度

文化財保護

文化芸術

本制度を活用して
事業を実施したい方

文化財保護

詳しくは下記URLをご確認のうえ、ご応募いただきますようお願いいたします。

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000289846.html>

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000303310.html>

文化芸術

Arts Aid KYOTO

本制度への
寄付をお考えの方

文化財保護

詳しくは下記URLをご覧ください、ご支援を賜りますようお願いいたします。

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000289848.html>

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000304001.html>

文化芸術

京都市
CITY OF KYOTO

京都の文化芸術をあなたの応援で支える
“京都の文化芸術支援に特化した”寄付ポータルサイト

こちらからオンライン
決済等で寄付いた
できます。

Kyoto
Art Donation

寄付控除割合のイメージ

○個人寄付

・都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄付）をすると、確定申告を行うことで、その納税額のうち2,000円を超える部分について、原則として所得税及び個人住民税から全額が控除されます。（控除される金額には、収入や家族構成に応じて一定の上限があります。）

■寄付総額10,000円の場合

住民税からの控除等	8,000円
実質自己負担額	2,000円

■全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安

（例）夫婦共働き・子ども1人（高校生）の場合

年収450万円 ↓ 上限目安41,000円	年収1,000万円 ↓ 上限目安166,000円
-----------------------------	--------------------------------

※総務省ふるさと納税ポータルサイトより
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html

○企業版ふるさと納税

・令和2年度の改正により、税の軽減効果が寄付額の最大約9割（改正前は約6割）となりました。これにより、企業の負担がさらに軽減され、これまで以上に利用しやすい制度となりました。

・1回あたり10万円以上の寄付が対象となります。

・本社が京都市に所在する法人の寄付は対象外となりますので、ご注意ください。

損金算入※	税額控除 6割
約3割	①法人住民税＋②法人税 4割
	③法人事業税 2割
	負担 約1割

通常の寄付

企業版ふるさと納税を活用した寄付

※地方公共団体に寄付した場合は、その全額が損金算入されるため、寄付額の約3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果があります。

■科目ごとの特例措置

①法人住民税 寄付額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）

②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄付額の1割を限度（法人税額の5%が上限）

③法人事業税 寄付額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

寄付の流れ

寄付のお申し出

「寄付申出書」の提出
↓
本市から「納付書」送付

寄付の提供

↓
本市から寄付金の
受領証明書等を送付

税の申請

Kyoto Art Donationから寄付したい事業を選ぶ
↓
クレジットカードで即時オンライン決済

お問合せ

【文化芸術】京都市役所 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課
TEL:075-222-3119 E-MAIL: bunka-art@city.kyoto.lg.jp

【文化財保護】京都市役所 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課
TEL:075-222-3130 E-MAIL: bunkahogo-kihu@city.kyoto.lg.jp

京都市印刷物 第055051号
京都市文化市民局文化芸術都市推進室
文化芸術企画課・文化財保護課
令和6年3月発行

文化芸術

京都市 連携・協働型文化芸術支援制度

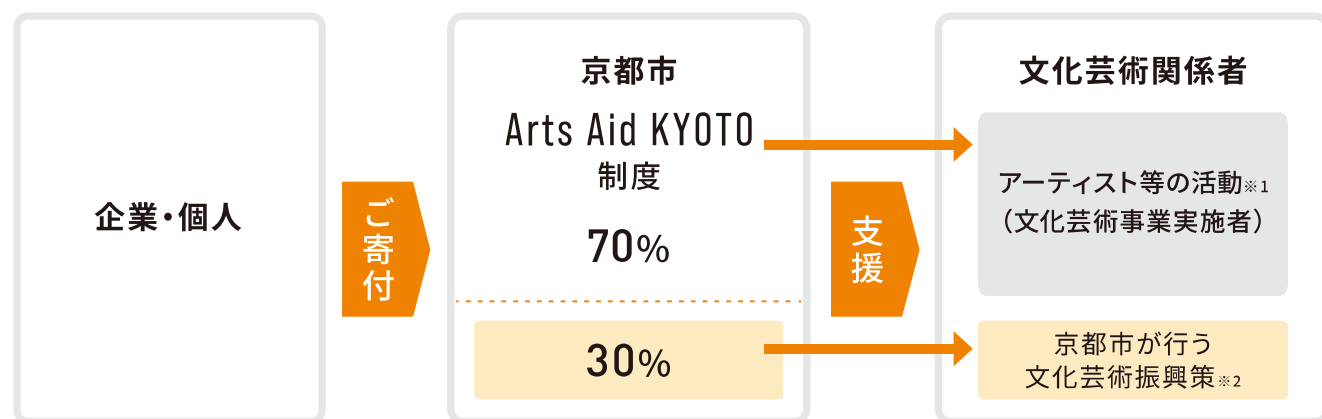
Arts Aid KYOTO

ひとりひとりの応援を京都の文化芸術へつなぐ

京都市では、現在の厳しい社会経済情勢の下でチャレンジする、アーティストなど文化芸術関係者の意欲的な活動を社会全体で支え、持続的な文化芸術の発展を目指す新たな基金「Arts Aid KYOTO」(京都市連携・協働型文化芸術支援制度)を令和3年度に創設しました。

この制度を活用した寄付金等を財源として、コロナ禍を経験した人々や社会に元気を取り戻すための文化芸術事業を支援します。

本制度の基本的な仕組み



※1 支援の対象とする文化芸術事業 (アーティスト等の活動)

京都市内で実施され、持続可能な文化芸術の振興に資するもので、かつ不特定多数に公開する目的で実施される事業等(対象者、分野等の詳細は次ページ参照)。

通常支援R5年度採択一覧ページ



令和5年度に支援した活動(例)

※2 文化芸術振興策の事例

- 伝統芸能の保存、継承事業
- 子どもたちが伝統文化等、文化芸術に触れる機会の創出
- 文化芸術による共生社会実現の基盤づくり
- 若手アーティスト支援(アート市場活性化)



市民狂言会：附子 撮影：大島拓也



文化芸術授業(ようこそアーティスト)

備考 ・ご寄付は個人寄付、企業版ふるさと納税、協賛など、さまざまな方法でお受けしております。
・ご寄付の一部は、オンライン決済の手数料など事務費にも充てさせていただきます。

2種類のご支援方法

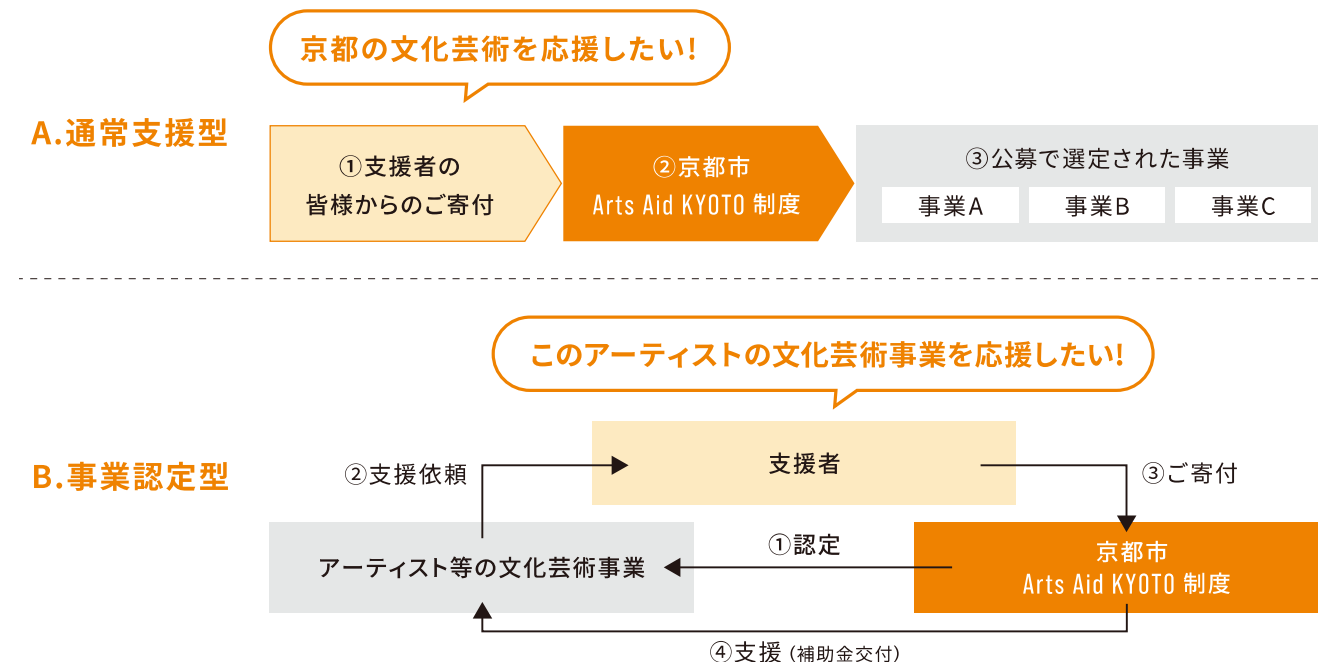
A. 通常支援型

- ・本市から個人・企業等に対して文化芸術への支援・協力(個人寄付、企業版ふるさと納税等)を依頼。
- ・その資金を財源として、支援する文化芸術事業を公募。
- ・審査のうえ活動支援(補助金)を行うほか、一部をより広く文化芸術振興策に活用。

B. 事業認定型

- ・文化芸術関係者から支援の相談・申請を本市が受け、審査のうえ支援予定事業として認定。
- ・そのうえで、文化芸術関係者自らが個人・企業等に対して支援・協力を依頼し、支援の意向を獲得。
- ・その後、支援者から本市が寄付(個人寄付、企業版ふるさと納税等)を受け、文化芸術関係者に活動支援(補助金)を行うほか、一部をより広く文化芸術振興策に活用。

支援までの流れ



本制度(事業認定型)の活用対象者・分野等

対象者	以下の両方に当てはまる文化芸術活動をする個人又はグループ・団体(法人含む。) ・京都市内に住所地又は団体所在地、活動拠点のいずれかがある者 ・文化芸術事業を実施した実績を有する者 ※「通常支援型」の対象要件等の詳細は各年度の募集案内をご覧ください。(右記)	
対象分野	京都市内で実施する文化芸術事業(文化芸術基本法第8条から第12条に列举された以下の分野の事業) ・文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊 ・映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(メディア芸術) ・雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能 ・講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能 ・生活文化(茶道、華道、書道、食文化※その他の生活に係る文化)及び国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)、出版物及びレコード等 ・その他、上記の複合分野等 ※飲食の提供を主たる目的とする活動は対象外です。	
顕彰等	・支援いただいた方のお名前、企業名は京都市が運営するホームページやパンフレット等に掲載させていただきます。	